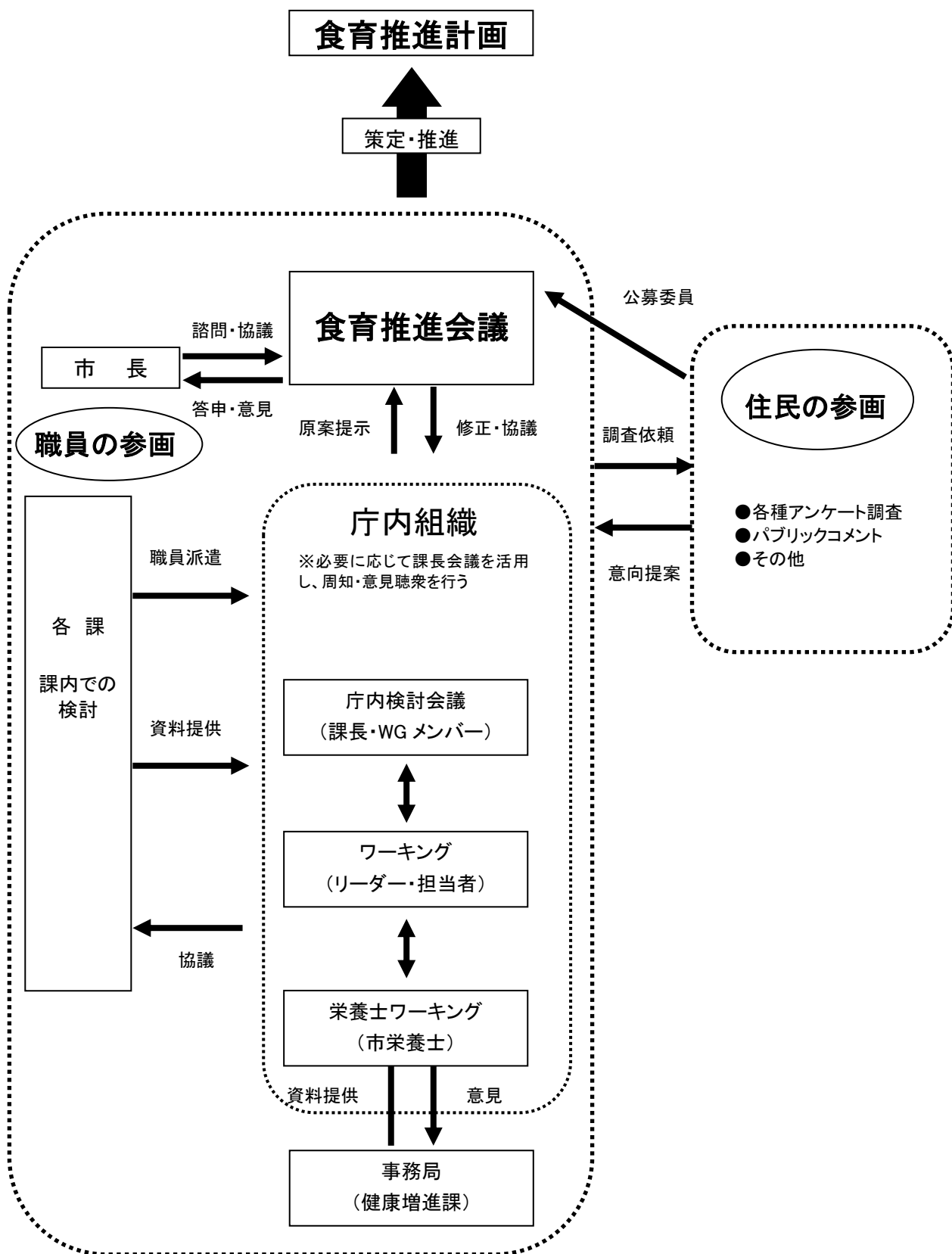


第4章 組織体制と計画策定の経過

1 食育推進の体制



2 策定経過

(1) 山梨市食育推進会議

令和6年6月24日	令和6年度 第1回山梨市食育推進会議 第5次食育推進計画策定について
9月26日	令和6年度 第2回山梨市食育推進会議 ・第5次食育推進計画策定について ・第5次食育推進計画アンケートについて
令和7年2月26日	令和7年度 第3回山梨市食育推進会議 食育アンケート結果について
6月26日	令和7年度 第1回山梨市食育推進会議 第4次山梨市食育推進計画最終評価について
11月13日	令和7年度 第2回山梨市食育推進会議 第5次山梨市食育推進計画(素案)について
令和8年2月26日	令和8年度 第3回山梨市食育推進会議 第5次山梨市食育推進計画について

(2) 庁内検討会議

令和6年1月24日	令和6年度 第1回庁内検討会議 (1)山梨市食育推進計画の経緯について (2)第4次山梨市食育推進計画、中間評価について (3)第5次山梨市食育推進計画について (4)食育アンケートについて
令和7年10月22日	令和7年度 第1回庁内検討会議 (1)食育推進計画の経緯について (2)第4次山梨市食育推進計画最終評価について (3)第5次山梨市食育推進計画(素案)について

(3) 庁内ワーキング

令和6年9月28日	令和6年度 第1回庁内ワーキング (1)第5次山梨市食育推進計画の策定について (2)食育アンケートについて
令和7年10月1日	令和7年度 第1回庁内ワーキング (1)第4次山梨市食育推進計画最終評価について (2)第5次山梨市食育推進計画の策定について

(4) 栄養士ワーキング

令和6年1月19日	第1回栄養士ワーキング ・第4次山梨市食育推進計画最終評価、第5次山梨市食育推進計画策定に伴うアンケート作成について ・ライフステージ別の課題について
2月26日	第2回栄養士ワーキング ・第4次山梨市食育推進計画最終評価、第5次山梨市食育推進計画策定に伴うアンケート作成について ・ライフステージ別の課題について
5月24日	第3回栄養士ワーキング ・第4次山梨市食育推進計画最終評価、第5次山梨市食育推進計画策定に伴うアンケート作成について ・ライフステージ別の課題について
7月29日	第4回栄養士ワーキング ・第4次山梨市食育推進計画最終評価、第5次山梨市食育推進計画策定に伴うアンケート作成について ・ライフステージ別の課題について
11月15日	第5回栄養士ワーキング ・第4次山梨市食育推進計画最終評価、第5次山梨市食育推進計画策定に伴うアンケート作成について
12月20日	第6回栄養士ワーキング ・第4次山梨市食育推進計画最終評価、第5次山梨市食育推進計画策定に伴うアンケート作成について ・食育アンケート結果について
令和7年2月20日	第7回栄養士ワーキング ・食育アンケート結果について
5月16日	第8回栄養士ワーキング ・食育アンケート結果について
6月20日	第9回栄養士ワーキング ・食育アンケート結果について
9月5日	第10回栄養士ワーキング ・第4次山梨市食育推進計画最終評価について ・第5次山梨市食育推進計画素案について
10月9日	・第5次山梨市食育推進計画素案について他
令和8年2月13日	・第5次山梨市食育推進計画最終確認他

3 山梨市食育推進会議

山梨市食育推進会議条例

平成18年3月28日
条例第6号

(設置)

第1条 食育基本法(平成17年法律第63号。以下「法」という。)第33条第1項の規定に基づき、山梨市食育推進会議(以下「食育推進会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 食育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1)法第18条の規定により山梨市食育推進計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2)前号に掲げるもののほか、市長の諮問に応じ、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

(組織)

第3条 食育推進会議は、委員25人以内をもって組織する。

2 食育推進会議の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1)食育に関して十分な知識と経験を有する者
- (2)関係行政機関の職員

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 食育推進会議に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、食育推進会議を代表する。
- 3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長の定めた委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 食育推進会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長が行う。
- …3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことはできない。
- 4 会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 食育推進会議の庶務は、健康増進課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、食育推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月24日)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

令和7年度山梨市食育推進会議委員名簿
(令和7年6月～令和8年3月)

(順不同・敬称略)

	役 職	氏 名	所 属・職 名 等
1	会長	降矢 町子	地域等食育推進の代表
2	会長代理	古屋 広美	くさかべ幼稚園 園長
3	委員	櫻井 希彦	山梨県峡東保健所長
4	//	宮川 芳樹	山梨県峡東農務事務所長代理
5	//	小田切 正仁	山梨市農業委員会長
6	//	竹川 梨紗子	JAフルーツ山梨 代表理事組合長代理
7	//	山下 真紗代	山梨県厚生農業協同組合連合 保健科 科長
8	//	小野 鈴枝	山梨市商工会女性部長
9	//	藤巻 眞史	環境省環境カウンセラー
10	//	笹本 道子	山梨市食生活改善推進員会 副会長
11	//	竹川 俊之	山梨市学校給食運営協議会長
12	//	武藤 恵美子	山梨市PTA連絡協議会長
13	//	櫻井 由美	山梨市保育協議会長
14	//	古屋 宏太	山梨市保育園保護者連絡協議会長
15	//	内田 眞弓	在宅歯科衛生士会代表
16	//	青木 栄一	地域等食育推進の代表
17	//	根津 智子	市民の代表
18	//	平井 あけみ	市民の代表

	アドバイザー	山下 ますみ	峡東保健所
--	--------	--------	-------

4 山梨市食育推進計画庁内検討会議等

山梨市食育推進計画庁内検討会議設置要綱

平成 18 年 1 月 19 日
告示第 4 号

(設置)

第1条 山梨市食育推進計画の策定等に当たり、関係各課等の連携を密にし、その円滑かつ効率的な検討を行うため、山梨市食育推進計画庁内検討会議(以下「検討会議」という。)を設置する。

(構成)

第2条 検討会議は、委員若干名で組織する。

…2 検討会議の議長(以下「議長」という。)は、副市長とし、検討会議の副議長(以下「副議長」という。)は、教育長とする。

3 検討会議の委員は、関係各課の長及び市長が認める山梨市職員の職の設置に関する規則(平成 17 年山梨市規則第 16 号)第1条に規定する職員とする。

(議長及び副議長の職務)

第3条 議長は、会務を総理し、会議の議長となる。

2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときは、その職務を代理する。

(所掌事項)

第4条 検討会議は、山梨市食育推進計画の策定等に関し、次の事項を所掌する。

- (1) 食育推進計画の基本方針及び基本構想に関すること。
- (2) 食育推進計画素案の作成
- (3) その他必要とする事項

(会議)

第5条 検討会議は議長が招集し、主宰する。

2 検討会議にワーキンググループを置く。

(ワーキンググループ)

第6条 ワーキンググループのメンバーは別に定める職員(以下この条において「メンバー」という。)をもって構成する。

2 メンバーは、関係各課のリーダー、担当者等とする。

3 メンバーは、議長の命をうけて、分担事項の計画策定事務に従事する。

(庶務)

第7条 検討会議の庶務は、健康増進課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 18 年 1 月 19 日から施行する。

附 則(平成 18 年 12 月 25 日告示第 166 号)

この告示は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 24 日告示第 30 号)

この告示は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和元年 10 月 1 日告示第 107 号)

この告示は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

山梨市食育推進計画策定庁内検討会議委員名簿及びワーキンググループ名簿

(1) 庁内検討会議委員名簿

役職名	職名	氏名	備考
委員	副市長	守屋 裕史	議長
	教育長	竹川 和彦	副議長
	政策秘書課長	古屋 健司	
	防災危機管理課長	星野 正裕	
	福祉課長	飯塚 雄志	
	こども・子育て課長	坂本 成人	
	高齢者・介護支援課長	佐野 和之	
	環境課長	中村 直喜	
	商工労政課長	宮本 誠	
	農林課長	根津 昭彦	
	学校教育課長	久保川 貴教	
	牧丘支所長	廣瀬 ひろみ	
	三富支所長	三澤 達也	
	教育民生統括監	矢崎 貴恵	
事務局長	健康増進課長	土屋 公彦	
事務局	健康づくり担当	根津 昌恵	
	健康づくり担当	今澤 俊哉	
	健康づくり担当	鶴田 晏菜	
	健康づくり担当	小笠原 麻莉	
	健康づくり担当	外川 美良	
	健康づくり担当	山崎 洋子	

(2) ワーキンググループ名簿

課名	担当	氏名	備考
総合政策課	政策担当	小林 弘	
防災危機管理課	防災危機管理担当	武井 正文	
福祉課	社会福祉担当	岩澤 春介	
こども・子育て課	保育担当	加藤 隆史	
	保育担当	藤森 裕子	
	こども・子育て支援担当	丸山 俊文	
	こども・子育て支援担当	近藤 菜美	

高齢者・介護支援課	介護予防・支援担当	宮本 佳代子	
	支援つなげる担当	宮本 康子	
環境課	生活環境担当	根津 美保	
	グリーン社会推進担当	橘田 智子	
商工労政課	商工労政担当	原田 亙	
農林課	農林担当	古屋 隆仁	
学校教育課	学校給食センター担当	上野 治美	
	学校給食センター担当	斉藤 愛実	
牧丘支所	住民生活担当	芳賀 久子	
三富支所	住民生活担当	久保田 辰司	
健康増進課	健康企画担当	望月 誠	
	健康企画担当	佐野 源太	
	健康づくり担当	根津 昌恵	
	健康づくり担当	今澤 俊哉	
	健康づくり担当	鶴田 晏菜	
	健康づくり担当	小笠原 麻莉	
	健康づくり担当	外川 美良	
	健康づくり担当	山崎 洋子	

(3)栄養士ワーキンググループ名簿

課 名	担 当	氏 名	備 考
こども・子育て課	保育・児童担当	藤森 裕子	
	こども・子育て支援担当	近藤 菜美	
学校教育課	学校給食センター担当	上野 治美	
	学校給食センター担当	内藤 美久	
	学校給食センター担当	斉藤 愛実	
健康増進課	健康づくり担当	今澤 俊哉	
	健康づくり担当	鶴田 晏菜	

オブザーバー

峡東保健所	健康支援課	山下 ますみ 渡邊 麗美	
-------	-------	-----------------	--